

・ 東京都告示第三百六十三号

東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号）第十五条第二項第三号に規定する知事が定めるものは次のとおりとする。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 特別支援学校の用途に供する特殊建築物は、令和二年国土交通省告示第二百五十一号（以下「令和二年国交省告示」という。）第四号又は第五号に該当する部分
- 二 専修学校又は各種学校の用途に供する特殊建築物は、令和二年国交省告示第一号から第五号までのいずれかに該当する部分

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。